租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第九項第三号及び第二十二条の五第九項第三号中「若しくは第十二号」を「若しくは第十一号」に、「同項第十二号」を「同項第十一号」に改める。

第三十条の二の見出し中「認定事業再構築計画等」を「認定事業再編計画等」に改め、同条第一項中「又は第五号」を「から第六号まで」に改め、同項第二号中「認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画」を「認定事業再編計画、認定特定事業再編計画」に改め、同条第三項中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第二条各号」を「産業競争力強化法施行規則（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第二条各号」に改め、同条第四項中「第八十条第二項の」を「第八十条第三項の」に改め、同項第一号中「第八十条第二項第一号」を「第八十条第三項第一号」に改め、同号イ及びロ中「第八十条第二項」を「第八十条第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　法第八十条第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）第七条第一項の規定による証明に係る書類で、当該登記に係る株式会社の設立が産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十四条第二項に規定する認定創業支援事業計画に係る同法第百十三条第一項又は第百十四条第一項の認定を受けた市町村（特別区を含む。）の区域内において同法第二条第二十五項に規定する特定創業支援事業による支援を受けてされたものであることの記載があるものを添付しなければならない。

第三十一条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四第一号中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十二号」に改める。

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の九第三十一項第一号イ⑵の改正規定中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第四十二条第一項」を「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百二十八条第一項」に改める。

第二十三条の十第三十項第一号イ⑵の改正規定中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十二条第一項」を「産業競争力強化法第百二十八条第一項」に改める。

本則に次のように加える。

第三十条の二第四項中「（平成二十五年法律第九十八号）」を削る。

附　則

この省令は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

○財務省令第三号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の廃止及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

財務大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令（平成十年大蔵省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一号中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条の三第二項」を「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十九条第二項」に改め、第十八号を次のように改める。

十八　産業競争力強化法第百三十八条第四項

附　則

この省令は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

○財務省令・農林水産省令・経済産業省令第一号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に伴い、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十四条の二第一項の規定による業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

財務大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏
経済産業大臣　茂木　敏充

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十四条の二第一項の規定による業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令を廃止する省令

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十四条の二第一項の規定による業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十一年農林水産省令第二号）は、廃止する。

財務省
農林水産省
経済産業省

附　則

１　この省令は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

２　産業競争力強化法附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条の二第一項の損失の補塡に係る株式会社日本政策金融公庫の業務については、この省令による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十四条の二第一項の規定による業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（以下「旧危機対応円滑化業務省令」という。）の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧危機対応円滑化業務省令の規定中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十四条の二第一項」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十四条の二第一項」と、「第三条第三号、第五条第二号及び同条第三号中」とあるのは「第三条第三号中」と、「同条第四号、第九条第三号」とあるのは「第九条第三号」とする。

○財務省・経済産業省令第一号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二十一条第二項の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

財務大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一
経済産業大臣　茂木　敏充